

日光市中小企業等電気・ガス料金支援金 「よくあるご質問」

令和4年12月27日時点版

しばらくの間、電話がつながりにくい状況が想定されます。事業者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、各種お問合せにつきましては、「よくあるご質問」「リーフレット」「交付申請書兼請求書記載例」の説明をご確認のうえ、お問合せくださいますようお願いいたします。

【改訂履歴】

12 / 27 初版作成



制度について

Q 1 - 1 : どのような事業なのですか？

A 1 - 1 : 日光市独自の支援として、市内に事業所を有する事業者に対し、高騰した電気・ガス料金の一部を事業形態（法人・個人）に応じて一律に支給するものです。

Q 1 - 2 : 栃木県の「中小企業者物価高騰対策支援金」とは別の支援ですか。

A 1 - 2 : 栃木県とは別の支援となります。支給対象者や支給要件、支給額等も県とは異なります。県の支援金と重複して支給を受けることは可能ですが、県の要件に当てはまる場合は、日光市への申請とは別に申請が必要です。詳しくは以下の HP をご確認ください。

県 HP <https://tochigi-bukkakoutou-shienkin.jp>

Q 1 - 3 : 支援金を支給する目的は？

A 1 - 3 : 原油価格及び物価高騰等により事業活動に影響を受けている市内中小企業等の経費の負担軽減と事業継続を迅速に支援することが必要と判断したためです。

2 対象事業者について

Q 2 - 1 : 対象事業者は？

A 2 - 1 : 下表に列挙されたそれぞれの要件を満たす事業者が申請対象者となります。

市内に事業所を有する、中小企業者である個人事業主（農林水産業者のうち林業・水産業、開業医を含む。）
市内に事業所を有する、中小企業者である株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、土業法人
市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が 300 人以下である事業協同組合、企業組合、協業組合、農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く。）、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人
法人税法上の収益事業（法人税法施行令第 5 条に規定される 34 事業）を行い、市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が 300 人以下である特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

Q 2 - 2 : 常時使用する従業員の数は、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよろしいですか？

A 2 - 2 : お見込みのとおりです。

Q 2 - 3 : 常時使用する従業員の定義を教えてください。

A 2 - 3 : 労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法 21 条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものとして、以下の労働者を挙げています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業主は、常時使用する従業員には含まれません。

労働基準法第21条

- ・ 日日雇い入れられる者（1か月を超えて継続して雇用した場合を除く）
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
- ・ 試（ためし）の使用期間中の者（14日を超えて雇用した場合を除く）

Q 2-4：個人事業主で、市内に店舗があるが、住所が市外にある場合は対象になりますか？

A 2-4：対象になります。事業所が日光市内にあり、事業を行っていることが要件で、住所の市内外は問いません。

Q 2-5：法人で、市内に工場や営業所があるが、本社・本店が市外にある場合は対象になりますか？

A 2-5：対象になります。事業所が日光市内にあり、事業を行っていることが要件で、本社・本店の所在の市内外は問いません。

Q 2-6：市内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できるのですか？

A 2-6：事業所単位で申請はできません。市内に複数事業所がある場合は、該当事業所分をまとめて1事業者として申請してください。申請は1事業者1回限りですので、申請漏れのないようご注意ください。

Q 2-7：異なる会社を複数経営しているが、それぞれに申請が必要ですか？

A 2-7：事業者単位での支給のため、会社の代表者が異なれば、それぞれに支給します。会社ごとに申請手続きを行ってください。

Q 2-8：会社の所在地、居住地は市内だが、市外にのみ事業所がある場合は支給対象になりますか？

A 2-8：市内に事業所（施設、店舗）を所有していないため支給対象になりません。

Q 2-9：現在は市内で事業を行っていますが、来月市外へ事業所を移転します。この場合、対象になりますか？

A 2-9：対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q 2-10：現在市内で事業を行っていますが、数か月後に廃業予定です。この場合、対象になりますか？

A 2-10：対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q 2-11：令和4年中に市内事業所の活動に使用した電気・ガスの料金の合計額がわからないと対象になりませんか？

A 2-11：かかった電気・ガス料金の割合に対して支給する支援金ではなく、既に高騰した分並びに価格が今後引き続き高騰することへの影響を想定し、事業形態（法人・個人）に応じて一律の金額を支援することから、電気・ガス料金の使用額が確認できなくても対象となります。

Q2-12：農業を主とした個人事業主です。日光市物価高騰対策農業者経営支援事業費補助金の交付を受ける予定ですが、対象になりますか？

A2-12：対象外です。同補助金には、今回本支援金で対象としている、電気・ガス料金等含む経費の支援も含まれるため、同補助金の交付対象者となる農業者は本支援金の対象になりません。なお、同補助金の詳細については、日光市農林課にお問合せください。

農林課 0288 -21 -5171

Q2-13：いわゆる「みなし大企業」も対象になりますか。

A2-13：対象となります。

Q2-14：市内で使用した電気・ガス料金について、栃木県や他の団体から別の補助金を受ける場合、当支援金の対象になりますか？

A2-14：対象になります。

Q2-15：タクシー事業者です。国土交通省の燃料価格激変緩和対策事業によるLPGガスの燃料高騰相当分の補助を受けていますが、本補助金を申請できますか？

A2-15：対象となります。

Q2-16：日光市運送事業者等支援金の交付を受けた事業者ですが、対象になりますか？対象になる場合必要な提出書類で、運送事業者等支援金申請時に提出した書類と同様のものは、提出を省略できますか？

A2-16：対象となります。改めての申請が必要となります。併せて、運送事業者等支援金申請時において提出いただき、本支援金でも提出を求めている「履歴事項全部証明書」・「口座情報」の写しについては再度の提出にご協力願います。

Q2-17：令和3年に創業した個人事業主です。確定申告の義務が無かったので、令和3年分の所得税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか？

A2-17：市県民税の申告を行っていれば対象となります。その場合は、令和4年度の市県民税申告書（市の受付印が押されたもの）の写しを提出してください。

Q2-18：法人で法人税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか？

A2-18：対象にはなりますが、設立後間もなく申告期末到来の法人を除き、確定申告を行っていない法人は事業所または所在地及び主たる事業が確認できる書類の提出を求めているため、確定申告書以外で主たる事業などが確認できる書類の提出をお願いします。

Q2-19：店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、電気代は毎月貸主（大家）に支払っていますが、対象になりますか？

A2-19：対象になります。電気・ガス料金にかかった経費分を支給対象とするものではないので、事業所が市内に所在していれば対象となります。

Q2-20：個人事業主です。電気代は従業員である家族名義で契約し、家族の口座から引き落とされていますが、対象経費になりますか？

A2-20：電気・ガス料金にかかった経費分の資料の提出を求めているため、市内で事業を営んでいることを確認できれば、対象となります。

Q2-21：法人です。電気代は代表者名義で契約し、代表者の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？

A2-21：上記A-23と同様の考え方となります。

Q2-22：国、県、市町村の外郭団体は対象になりますか。

A2-22：対象外です。

Q2-23：日光市の公の施設の指定管理者です。当該施設の管理運営について、指定管理者が支払う電気・ガスの料金は補助対象経費になりますか？

A2-23：対象となりません。公の施設その他の市の施設について、市から管理運営を受託している事業者が支払う、当該施設の管理運営に係る電気・ガスの料金は、高騰分を別途指定管理料等で補填するため対象外です。なお、国、県の施設の管理運営に係る電気・ガスの料金についても、同様に対象外とします。

Q2-26：本補助金は課税の対象になりますか？

A2-26：法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。

3 申請方法等について

Q3-1：申請の受付期間は？

A3-1：受付開始は令和5年1月16日（月）から3月6日（月）までを予定しています。

Q3-2：申請方法を教えてください。オンライン申請はできますか？

A3-2：オンライン申請は行っておりません。

なお、接触機会削減の観点から、原則として郵送での申請をお願いしています。

市役所への御来庁は極力お控えください。申請用紙は市HP等でダウンロードしていただけます。

HP等から取得できない場合は、商工課（日光市役所本庁）、各行政センター、各地区センター、各出張所にて入手可能です。

各行政センター等に出向くことが困難な場合、申請書類を郵送いたしますので、商工課（電話0288-21-5136）までお問合せください。

4 申請書類について

Q4-1：申請書は手書きのものを提出してもよいですか？

A4-1：手書きの申請書でも提出できます。ただし、本支援金の申請書の様式においては、受付受領後機械読み取りを行うため、枠外への記載、社判（社名スタンプ）の使用については、お控えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。日光市のホームページからダウンロードした、電子様式

(Excel) に入力していただくことも可能ですので、ご利用ください。

Q4-2：申請書に押印は必要ですか？

A4-2：法人については、法人の代表者の印（法人印）の押印が必要になります。所定の押印欄に押印願います。個人事業主については、自署したものであれば、申請書への押印は不要です。（ホームページにある記載例をご参照ください。）

Q4-3：交付申請書の「1 申請者の基本情報」の、主たる業種分類がわかりません。

A4-3：申請書様式裏面の【業種コード表】（下表）主事業（売上高が最も多い事業）が該当する区分を確認ください。当てはまるものがない場合は、業種コード20：「上記に分類されない業種」をご記入ください。事業内容の詳細は、総務省ホームページの日本標準産業分類を確認ください。

業種コード	大分類名	業種コード	大分類名
1	林業, 水産業	1 1	物品賃貸業
2	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1 2	学術研究, 専門・技術サービス業
3	建設業	1 3	宿泊業
4	製造業	1 4	飲食サービス業
5	電気・ガス・熱供給・水道業	1 5	生活関連サービス業
6	情報通信業	1 6	娯楽業
7	運輸業, 郵便業	1 7	教育, 学習支援業
8	卸売業, 小売業	1 8	医療, 福祉
9	金融業・保険業	1 9	サービス業
1 0	不動産業	2 0	上記に分類されない業種

Q4-4：交付申請書の「3 支援金振込先情報」について、振込先のゆうちょ銀行の支店名と7桁の口座番号が分からないのですが。

A4-4：通帳表紙見開きページの最下段に記載されています。

Q4-5：補助金振込口座が当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類について教えてください。

A4-5：「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

Q4-6：確定申告書に税務署の收受印の無い場合や、e-Taxによる申告で受信通知（メール詳細）の無い場合は、どうしたらよいですか？

A4-6：事業所または事業所の所在地、主たる事業の確認ができれば良いので、收受印無、受信通知のみのものでも提出可能です。

Q4-7：会社の決算期が10月のため、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能でしょうか？

A4-7：税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

Q4-8：法人の履歴事項全部証明書の発行期限はありますか？

A4-8：原則、3ヶ月以内に発行された写しの提出をお願いいたします。

Q4-9：複数施設（事業所）分を申請する場合に必要な事業所の所在を証明する書類とは、どのようなものを提出すれば良いですか？

A4-9：事業者が作成している事業所一覧表やグーグルマップ等事業所情報が確認することができる地図や、事業者のホームページ等で事業所全てを紹介しているページなどを提出願います。
上記のものがない場合、商工課（0288-21-5136）までご確認ください。

5 支給について

Q5-1 申請から支給までにどのくらいの期間を要しますか。

A5-1 申請をいただいた方から順次受付→審査を行います。書類等の不備がなければ、申請から3週間以内を目安として指定振込先に振込む予定です（交付決定通知書を送付いたします。）
申請自体が集中することが予想されるため支給日を現時点で確約することは出来ないことを予めご了承ください。